

見附市立見附特別支援学校におけるいじめの防止等のための基本方針

令和 7 年 4 月

見附市立見附特別支援学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童生徒を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。また、「いじめ類似行為」についても同様に扱うものとする。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め、家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織として、いじめ防止対策委員会（以下「組織」とする）を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

（１）構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学部主事、養護教諭、ＳＣ

（２）役割内容

- ア）学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など
- イ）いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ウ）児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- エ）教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施
- オ）いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口
- カ）発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応
情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

（１）いじめの未然防止のための取組（児童生徒の社会性を育成し、人権感覚を養う）

- ◎授業改善、分かる授業の実施
- ◎人権教育、同和教育の推進

- ◎「いじめ見逃しゼロ標語・ポスターコンクール」への参加
- ◎あいさつ運動、あいさつ強調週間の実施（４～５月、９月、１月）
- ◎社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成
（異学年交流、中１ギャップ解消の取組、特別活動、自立活動など）
- ◎児童生徒による主体的な取組
（まごころ交流会、委員会の取組）
- ◎情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導
（インターネット利用に関する基本的な知識やルール・マナーの学習等）
- ◎ストレスに適切に対処できる力の育成
- ◎自己有用感や充実感を感じられる学校生活
- ◎職員間の情報交換、情報共有、連携の強化
（児童生徒情報交換会等を定期的に実施）

（２）早期発見のための取組

- ◎児童生徒へのアンケートの実施（年２回５月と９月に実施）
- ◎教育相談の実施と充実
（地域支援部と連携をとり、窓口や支援体制の充実）
- ◎連絡ノート等の活用
- ◎日頃からの児童生徒の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり
（校内研修等による、教職員の資質、力量の向上）
（保護者、福祉関係機関、地域からの情報の収集）
（３日以上欠席した児童生徒の家庭には、電話や家庭訪問で情報収集し、その理由や状況を確認する）

（３）いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

- ◎組織的な対応による事実確認
 - ・いじめられている児童生徒の安全確保
 - ・いじめをしている児童生徒への事実確認、指導
 - ・いじめられている児童生徒の保護者への対応
 - ・いじめをしている児童生徒の保護者への対応
 - ・その他の児童生徒への対応
- ※いじめの認知は、特定の教職員のみによらない。児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※事実があると思われた場合は、可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。
- ◎市教委への報告、指導・支援による対応
 - ・保護者、関係機関、専門機関と連携した対応

（４）保護者・地域との連携及び意識啓発等

- ◎保護者・地域との連携による取組
 - ・ＰＴＡ及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
 - ・学校運営協議会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討
- ◎保護者・地域への意識啓発
 - ・ＰＴＡ総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取

組、保護者責務について伝え、意識啓発を行なう。

- ・保護者に対して学期末懇談会等で、いじめやネットトラブル等に関わる問題について回避法や対処法等を伝える。

(5) 関係機関等との連携

◎中学校区幼保小中特支との連携強化

※学期1回、小中特支との連絡会を開催し、情報交換を行う。

◎見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター、長岡少年サポートセンター等との連携

※交通立哨、交通安全教室を通して、駐在所等との連携を図る。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

(2) 重大事態発生時の対応

①学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

②事案の事実関係を明確にするための調査を行う。

ア) 学校が調査主体となる場合

- ・組織による調査体制を整える。
- ・組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を見附市教育委員会に報告する。
- ・見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合

- ・学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) いじめの解消

①いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に面談等で確認し、認められること）

以上の場合であっても再発する可能性があることを踏まえて、注意深く観察する。

5 いじめ防止等の年間計画について

別紙「見附市立見附特別支援学校における「いじめ防止等のための年間計画」参照

6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 取組評価を学校評価アンケートに位置づけて実施

P D C A サイクルで取組を実施するとともに、自校の学校評価アンケートを活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「学校評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【参考】

○いじめ及び「いじめ類似行為」の定義（いじめ防止対策推進法第2条及び新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

○いじめ基本方針の策定（法の第13条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○組織の設置（法の第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○保護者の責務等（法の第9条及び条例第8条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図ると共に、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。